

第 6 次山形県教育振興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 第 6 次山形県教育振興計画策定要綱（平成 25 年 3 月 18 日県教育委員会制定）第 8 の 1 に基づき、第 6 次山形県教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 検討委員会は、県内各層の有識者 20 人以内の委員で構成する。

(設置期間)

第 3 検討委員会の設置の期間は、平成 25 年 6 月 13 日から平成 26 年 9 月 30 日までとする。

(専門委員会)

第 4 検討委員会の中に、専門的事項について調査、検討を行うため、次の専門委員会を設ける。

- ① 学校教育専門委員会
- ② 社会教育・スポーツ専門委員会

2 専門委員会は、検討委員会委員長が指名する者をもって構成する。

(教育委員会)

第 5 山形県教育委員会委員は、検討委員会及び専門委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。

(意見聴取)

第 6 検討委員会は、調査、検討のため必要がある場合は、教育関係団体などから意見を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。